

ID: 5193

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第50条第1項及び第48条の規定による。 (規準又は規約及び事業計画の変更)</p> <p>第50条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 (5) 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。 			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和3年7月28日